

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

I-1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、激変する事業環境に的確に対応するために、経営全般の効率性と意思決定の迅速化、透明性の向上に取り組むとともに、これらに対するチェック機能の強化を図り、公正な企業活動と企業価値の向上を実現することにあります。

当社は、当社の事業内容、規模等から勘案して、監査役による監査体制がコーポレート・ガバナンスを十分かつ効率的に行うのにふさわしいと判断したため、監査役設置会社形態をとっております。

I-2. 資本構成

(1) 外国人所有株式比率

■ 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
J Xホールディングス株式会社	22,739,218	32.41
タツタ電線株式会社(自己株式)	6,366,027	9.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,207,800	5.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,035,700	4.32
住友金属鉱山株式会社	1,921,459	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,457,000	2.28
日本興亜損害保険株式会社	1,179,406	1.68
個人株主A	1,015,360	1.44
日本証券金融株式会社	810,700	1.15
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS AGENT BNYM AS EA DUTCH PENSION OMNIBUS 140016	688,000	0.98

I－3．企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分

- 東京 第一部
- 大阪 第一部

(2) 決算期

3月

(3) 業種

- 非鉄金属

(4) (連結)従業員数

- 500人以上1000人未満

(5) (連結)売上高

- 100億円以上1000億円未満

(6) 親会社の有無

- なし

(7) 連結子会社数

- 10社未満

I－4．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

JXホールディングス株式会社は、当社株式の約33%を保有する当社の主要株主であり、当社のその他の関係会社にあたります。

同社からの事業上の制約はなく、当社の経営判断において事業活動を行っており、経営方針や事業計画の立案においても上場会社として当社の自主性・独立性は保たれております。また、同社の企業グループとの取引において価格交渉力を有するなど、一定の独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

Ⅱ－１．機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態

監査役設置会社

(2) 取締役関係

① 定款上の取締役の員数 17名以内

② 定款上の取締役の任期 1年

③ 取締役会の議長

■ 社長

④ 取締役の人数

9名

⑤ 社外取締役の選任状況

■ 選任していない

<現状の体制を採用している理由>

当社は現在社外取締役を選任しておりませんが、外部的・客観的視点からの社外役員による業務執行に対する監視・監督機能等については、社外監査役がその役割を担っております。当社では、監査役4名のうち3名が社外監査役という監査役体制をとっており、内部監査部門である監査室と緊密な連携のもと、経営に対する監督・監査機能は十分に有しているものと考えております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分け、経営の意思決定と業務執行の責任を明確に区別することにより、ガバナンスの強化を図っております。

(3) 監査役関係

① 監査役会の設置の有無

■ 設置している

② 定款上の監査役の員数 4名以内

③ 監査役の人数

4名

④監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、年1回、それぞれの監査体制、監査計画、方法等について説明会を開催しています。また、それぞれの監査実施状況、監査実施結果等については随時報告及び意見交換を行っています。

監査役と監査室とは、上記の監査役と会計監査人の説明会において、会計監査人からの情報を共有するほか、監査室長及びスタッフが毎月開催される監査役会にオブザーバーとして出席し、監査実施状況等について意見交換を行っています。また、監査室には、専任のスタッフを2名配置し、監査役の要望した事項の内部監査を実施するとともに、上記監査役との情報交換をより緊密にすることにより、監査役機能の強化を図っております。

⑤社外監査役の選任状況

- 選任している

イ. 社外監査役の人数

3名

ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

ハ. 会社との関係(1)

↓ 該当欄に○印

氏名	属性	a	b	c	d	e	f	g	h	i
津田 多聞	他の会社の出身者				○				○	
合田 清	他の会社の出身者		○		○				○	
吉濱 浩一	他の会社の出身者				○				○	

a - 親会社出身

b - その他の関係会社出身

c - 当該会社の株主

d - 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任

e - 他の会社の業務執行取締役、執行役等

f - 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずる者

g - 当該会社の親会社又は当該会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h - 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i - その他

ハ. 会社との関係(2)

氏 名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
津田 多聞	津田公認会計士事務所代表及び株式会社テクノアソシエ社外監査役を兼任 独立役員に指定しております。	<p>経歴、人格、識見が職責に合致</p> <p><独立役員に指定した理由> 津田氏は、かつて当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しており、当社と同監査法人の間には、監査報酬等の支払の取引関係がありますが、その監査報酬等は同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものであります。また同氏は、平成17年まで当社の会計監査を行っていた実績がありますが、以降一切当社の会計監査には携わっておらず、その独立性・客観性は保たれております。</p>
合田 清	JXホールディングス株式会社監査部長及びJXエンジニアリング株式会社社外監査役を兼任	<p>経歴、人格、識見が職責に合致</p> <p>JXホールディングス株式会社は、当社の主要株主にあたりますが、同社からの当社に対する事業上の制約等はなく、同氏の独立性には問題ないものと考えております。</p>

吉濱浩一	JX日鉱日石金属株式会社監査室長及び株式会社丸運社外監査役を兼任 独立役員に指定しております。	経歴、人格、識見が職責に合致 <独立役員に指定した理由> JX日鉱日石金属株式会社は、当社の主要株主にあたるJXホールディングス株式会社の子会社ですが、JX日鉱日石金属株式会社と当社とは資本関係はなく、また相互の取引関係もないことから、一定の独立性・客観性が保たれており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しております。また、同氏は、当社一部役員と同じくJXホールディングス株式会社の前身である旧日本鉱業株式会社出身ですが、同氏が経歴上当社役員と同一組織で同一の指揮命令系統に属した実績はなく、当社と同氏とは一定の独立性が保たれていると判断いたしました。
------	--	--

二. その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、監査役会等において監査結果報告及び意見交換を行っています。

(4) 独立役員関係

①独立役員の員数 2名

②その他独立役員に関する事項

独立役員については、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、指定しております。

(5) インセンティブ関係

①取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

■ 業績連動型報酬制度の導入

*該当項目に関する補足説明<実施していない場合はその理由>

固定報酬である退職慰労金を廃止し、賞与を連結経常利益に連動させる業績連動型報酬制度を導入しております。

(6) 取締役報酬関係

①開示手段

■ 有価証券報告書

②開示状況

■ 全取締役の総額を開示

① の該当項目に関する補足説明（報酬額を開示している場合はその内容も含む。）

平成25年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

(i) 取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 12名 170百万円

監査役 5名 28百万円

(注) 報酬限度額 取締役：月額30百万円

監査役：月額 3百万円

(ii) 平成25年3月期中の株主総会決議により支給した役員退職慰労金

該当事項はありません。

(iii) 平成25年3月期中の株主総会決議により支給した取締役賞与（利益処分による）

該当事項はありません。

(iv) 上記以外の使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額その他職務遂行の対価

取締役 8名 111百万円

(6) 社外監査役をサポート体制

内部監査部門である監査室のスタッフが、社外監査役をサポートしております。取締役会の資料については、原則として電子メール等により事前に配布しております。

II-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- ① 取締役会、経営役員会の2つの機関において、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役数は、現在9名体制としております。平成25年3月期においては、取締役会は13回、経営役員会は32回開催されました。
- ② 業務執行体制としては執行役員制度を導入しており、執行役員には取締役会の決定した基本方針に基づいて効率的に業務執行を行わせております。
- ③ 監査役4名のうち1名が常勤監査役で、社外監査役が3名おります。監査役は監査役会を組織し、取締役会への出席等を通じ取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人、監査室と緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査を実施しております。
- ④ 監査室は、監査計画に基づき各種監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに、監査役の要望する内部監査を実施しております。
- ⑤ 会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、顧問弁護士からは法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

II-3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の事業内容・規模等から勘案して、現状の体制が、業務執行機能と監督・管理機能とのバランスを効率的に発揮する観点から、最適であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

III-1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

- a. 株主総会招集通知の早期発送
3週間以上前に発送を実施しています。
- b. 集中日を回避した株主総会の設定
- c. 電磁的方法による議決権の行使
- d. その他
- e. 実施していない

III-2. IRに関する活動状況

- a. 個人投資家向けに定期的説明会を開催
- 代表者自身による説明の有無（有は左にチェック）
- b. アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催
（補足説明）年2回、定期的に実施しております。
 - 代表者自身による説明の有無（有は左にチェック）
- c. 海外投資家向けに定期的説明会を開催
- 代表者自身による説明の有無（有は左にチェック）
- d. IR資料のホームページ掲載
（補足説明）次を掲載しております。
 - 財務情報
 - *有価証券報告書，半期報告書
 - *決算短信
 - ニュースリリース
- e. IRに関する部署の設置
（補足説明）IR担当部署：総務部
IR事務連絡責任者：総務部 主幹
- f. その他
（補足説明）アナリスト・機関投資家の要望に応じ個別説明会を実施しております。
- g. 実施していない

III-3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

- a. 社内規定等によりステークホルダーの立場の尊重について規定
(補足説明) 「企業行動規範」に、株主、取引先、地域社会等の社外における関係者との間で、健全で良好な関係を築く旨を規定しています。
- b. 環境保全活動、CSR活動等の実施
(補足説明) ISO14001を取得しているほか、「環境報告書」を作成し、ホームページ上で公開しております。
- c. ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の設定
- d. その他
- e. 実施していない

IV 内部統制システム等に関する事項

IV-1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

①基本的な考え方

当社は、取締役会及び経営役員会による業務監督、監査役及び内部監査部門である監査室の監査、社内規程の整備、実施徹底等を中心として、また、内部統制委員会を組織して、内部統制に関する体制の整備と内部統制の推進に務めることとします。

②整備状況

当社は、コンプライアンス体制整備の一環として企業行動基準および行動基準を策定し、社内でのコンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置しております。

また、平成18年5月10日の取締役会において、当社における内部統制システムの構築に関し、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める会社の業務の適正を確保する体制の大綱を定めました。

IV-2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①基本的な考え方

当社グループ及びその役員社員等は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、そのために社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用していくことを基本的な方針といたします。

②整備状況

平成18年4月に制定した「企業行動規範」中の「行動基準」において、反社会勢力への対応について、「いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力からの金品等の不当な請求には一切応じない。」と規程し、コンプライアンス委員会において同基準の遵守状況をモニタリングするとともに、役員社員等に対しては、教育や研修等を通じて「企業行動規範」及び「行動基準」並びに関連法令の周知徹底を図るものとしております。

V その他

V-1. 買収防衛に関する事項
(不記載)

V-2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
(不記載)

以 上

タツタ電線株式会社のコーポレートガバナンス体制

